

○福岡市スポーツ推進審議会条例（昭和44年4月1日条例第32号）

福岡市スポーツ推進審議会条例

昭和44年 4 月 1 日
条例第32号改正 平成20年 3 月27日条例第19号
(設置)

平成23年 9 月22日 条例第29号

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、本市に福岡市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法令に定めるもののほか、市長の諮問に応じて、スポーツの推進に関する重要事項を調査審議し、及び当該事項に関して市長に建議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係団体に所属する者の中から、市長が任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第6条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民局において処理する。

(平成20条例19・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成20条例19・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年 3 月27日条例第19号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 9 月22日条例第29号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の福岡市スポーツ振興審議会条例の規定により置かれた福岡市スポーツ振興審議会並びにその会長、副会長及び委員は、それぞれ、この条例の施行の日において、この条例による改正後の福岡市スポーツ推進審議会条例の規定により置かれた福岡市スポーツ推進審議会並びにその会長、副会長及び委員となり、同一性をもって存続するものとする。
- 3 この条例の施行の際現に委員である者の任期は、平成25年7月12日までとする。